



福岡医発第190号(地)
令和3年4月16日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）
における「現在のステータス」情報の入力徹底について

標記の件について、厚生労働省より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

本件は、変異株の動向を詳細に把握し、適切な対策に繋げていくためには、転帰情報を適時に把握することが重要であることから、HER-SYS上の「現在のステータス」への入力を徹底するよう、各都道府県等衛生主管部（局）宛て別添の事務連絡があった旨お知らせするものです。

また、関連事務連絡「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を活用した感染症発生動向調査について」に関するQ&Aについて」のQ14-3が修正されましたので、併せてお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

令和3年3月26日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）における
「現在のステータス」情報の入力徹底について

今般、厚生労働省より、変異株の動向を詳細に把握し、適切な対策に繋げていくためには、転帰情報を適時に把握することが重要であることから、HER-SYS上の「現在のステータス」への入力を徹底するよう、各都道府県等衛生主管部（局）宛て別添の事務連絡がありましたのでご連絡申し上げます。

また、関連事務連絡「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を活用した感染症発生動向調査について」に関するQ&Aについて」のQ14-3が修正されましたので、併せてお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会等に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

事務連絡
令和3年3月22日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）
における「現在のステータス」情報の入力徹底について（依頼）

HER-SYS への入力に当たっては、かねてより「発生届」及び「現在のステータス」に関する情報の正確な入力を最優先に対応していただくよう、お願いしているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数及び入院者数の減少が続いているものの、重症者数や死亡者数は高い水準、医療提供体制は厳しい状況が続いています。また、一部地域において、英国で報告された変異株、南アフリカで報告された変異株並びに英国及び南アフリカ共和国で報告された変異株と共通の変異を認める変異株（以下「変異株」という。）による新型コロナウイルス感染症が確認され、発生状況を把握し、いち早く対策に繋げることが非常に重要になっております。

このような状況において、変異株の動向を詳細に把握し、適切な対策に繋げていくためには、転帰情報を適時に把握することが重要であるため、各自治体におかれましては、HER-SYS 上の「現在のステータス」への入力を徹底いただきますよう、改めてお願い申し上げます。とりわけ、陽性者が死亡した場合には、「現在のステータス」を「死亡」とした上で、死亡日付と死亡場所を入力する取扱いを徹底してください。

併せて、関連する事務連絡（「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を活用した感染症発生動向調査について」に関するQ&Aについて）の一部（Q14－3）を別添のとおり修正しますので、御参照ください。（修正点は下線部分）

（担当）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健班

電話：03（5253）1111（内線8082／8083）

HER-SYS を活用した発生動向調査に関する Q & A

<総論>

- 1 HER-SYS への入力、法令上の根拠があるのでしょうか。入力情報には個人情報が含まれますが、個人情報保護法との関係で問題ないですか。
- 1-2 保健所設置市ではない市町村でも個人情報保護条例を制定している場合が通常ですが、HER-SYS への入力、当該市町村の個人情報保護条例との関係で問題ないですか。
- 2 接触確認アプリのための「処理番号」の発行事務は、法令に基づく業務ですか。発行のために入力する情報には個人情報が含まれますが、個人情報保護法との関係で問題ないですか。

<発生届・検査情報関係>

- 3 疑似症患者について、検体採取時点で発生届を提出し、その後結果が陰性の場合には、発生届情報を修正すべきですか。また、結果が陽性の場合には、改めて確定患者としての発生届を提出すべきですか。
- 4 発生届の提出先保健所（医療機関所在地を管轄する保健所）と、その後の患者フォローアップを行う保健所が異なる場合には、どのように情報連携したらいいですか。
- 5 患者数が多くなってきた場合など、事務負担を考慮して、発生届の項目の一部を省略してもいいですか。
- 5-2 HER-SYS の入力項目が多いように感じますが、どの項目をきちんと入力すればいいですか。
- 6 一連の診療の過程で複数回検査を行った場合に、ある検査が陰性で、別の検査で陽性になったときには、どのように検査情報を入力したらいいですか。
- 7 過去に検査結果が陰性だった人が、しばらく期間をおいて、陽性になった場合には、どのようにしたらいいですか。
- 8 HER-SYS 上で発生届を提出した場合、提出日・受理日はいつになりますか。
- 9 入院患者の健康状態に関する情報については、HER-SYS に入力を行えば、これまで厚労省に対しメールで行っていた報告は不要でよいのでしょうか。
- 10 病原体サーベイランスは NESID ですか。その場合の紐づけはどのように行うのでしょうか。
- 10-2 疑似症患者の場合にも、HER-SYS への入力は必須ですか。
- 11 検査結果が陰性の場合も入力が必要ですか。
- 12 保健所が自ら検体採取を行う場合の検査情報は、どのように入力したらいいですか。
- 13 自由診療として行う検査の情報についても HER-SYS への入力が必要ですか。

14 妊婦に対して分娩前に行う検査の情報についても、HER-SYS への入力が必要ですか。

14-2 「発生届タブ」の「保健所確認済」ボタンはどのタイミングで押せばよいのでしょうか。

14-3 「記録タブ」の「現在のステータス」は誰が入力すればいいのでしょうか。

<その他入力関係>

15 HER-SYS 上での「重症」とはどのような状態を指しますか。

16 入力業務を外部委託してもいいですか。

17 医療機関での入力については、医師が行う必要がありますか。

18 医療機関に ID を付与する場合、特定の職員名で登録する必要がありますか。

18-2 医療機関に HER-SYS の URL をいつ案内すればよいのでしょうか。

18-3 宿泊療養施設での入力は、誰が行えばよいですか。

<地方衛生研究所関係>

19 地方衛生研究所（地方感染症情報センター）で入力や編集を行うためには、どのように ID を付与すればいいですか。

<統計関係>

20 いつから HER-SYS 入力情報を用いた集計・公表が始まりますか。

21 自治体での分析や公表資料の作成のために、HER-SYS のデータを用いていいですか。厚労省への申請等が必要ですか。

22 データを研究者等の第三者に提供していいですか。

<セキュリティ関係>

23 HER-SYS のセキュリティ対策はどうなっていますか。

24 システムのトラブル等の対応が発生した場合には、どのように対応したらいいですか。

25 万一情報漏洩が生じた場合、どのような責任分担となりますか。

<パスポート番号（旅券番号）の入力関係>

26 パスポート番号（旅券番号）の HER-SYS への入力は、法令上の義務でしょうか。入力対象者からパスポート番号を聴取できない場合は、どのようにしたらよろしいでしょうか。

27 訪日外国人からパスポート番号（旅券番号）を聴取しても、法令違反にはならないのでしょうか。

- 28 パスポート番号（旅券番号）はどのように活用されるのでしょうか。目的外に使用されることはありませんか。
- 29 保健所においてパスポート番号（旅券番号）を入力する場合、他のタブに入力されている情報を修正する必要はないですか。
- 30 医療機関においてパスポート番号（旅券番号）を入力する場合、具体的にどのような流れとなるのでしょうか。

<総論>

1 HER-SYS への入力、法令上の根拠があるのでしょうか。入力情報には個人情報が含まれますが、個人情報保護法との関係で問題ないですか。

(答)

- 感染症法第 12 条に基づき、医師は保健所を経由して発生届を都道府県知事等に提出しなければならないこととされております。また、第 15 条に基づき、都道府県知事等は、患者等に対して実施した積極的疫学調査の結果を厚生労働大臣等に報告しなければならないこととされております。
- 加えて、今回の法改正により、
 - ・ 保健所設置市・特別区から都道府県知事への発生届の内容の報告、積極的疫学調査の結果の関係自治体への通報が規定されたほか、
 - ・ これらの届出・報告等については、感染症法第 12 条第 5 項等により、HER-SYS へ情報を入力することにより、医師の発生届の提出(感染症法第 12 条)、都道府県知事等からの積極的疫学調査の結果の報告(第 15 条)があったものとみなされることとされました。
- このように HER-SYS への入力は感染症法に基づく事務であり、このような法令に基づく第三者提供(HER-SYS の場合は国への提供等)は、個人情報保護法で認められています。

1-2 保健所設置市ではない市町村でも個人情報保護条例を制定している場合が通常ですが、HER-SYS への入力は、当該市町村の個人情報保護条例との関係で問題ないですか。

(答)

- 個人情報保護条例は各自治体で策定されるものですが、通常は、個人情報の取得・利用・提供の制限について、法令の規定に基づく場合は適用除外とする旨の規定が設けられています。
- 感染症法第 12 条に基づき、医師は保健所を経由して発生届を都道府県知事等に提出しなければならないこととされております。また、第 15 条に基づき、都道府県知事等は、患者等に対して実施した積極的疫学調査の結果を厚生労働大臣等に報告しなければならないこととされております。
- 加えて、今回の法改正により、
 - ・ 保健所設置市・特別区から都道府県知事への発生届の内容の報告、積極的疫学調査の結果の関係自治体への通報が規定されたほか、
 - ・ これらの届出・報告等については、感染症法第 12 条第 5 項等により、HER-SYS へ情報を入力することにより、医師の発生届の提出(感染症法第 12 条)、都道府県知事等からの積極的疫学調査の結果の報告(第 15 条)があったものとみなされること

とされました。

- このように HER-SYS への入力感染症法に基づく事務であり、個人情報保護条例上の「法令の規定に基づく」事務であることから、問題はありません。

2 接触確認アプリのための「処理番号」の発行事務は、法令に基づく業務ですか。発行のために入力する情報には個人情報が含まれますが、個人情報保護法との関係で問題ないですか。

(答)

- 感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査の一環として行う事務です。処理番号の発行に必要となる情報は、感染症法第 12 条に基づく発生届の内容と重複します。また、あくまでも本人の希望に基づいて発行するものです。そのため、個人情報保護法との関係で問題はありません。

<発生届・検査情報関係>

3 疑似症患者（入院が必要であると医師が認めた者に限る。）について、検体採取時点で発生届を提出し、その後結果が陰性の場合には、発生届情報を修正すべきですか。また、結果が陽性の場合には、改めて確定患者としての発生届を提出すべきですか。

(答)

- 結果が陰性の場合には、発生届タブの「検査記録」欄で検査結果を陰性に修正してください。
- 結果が陽性の場合には、①発生届タブの「追加登録」ボタンを押して、新しく発生届の提出をしていただくか、②「診断（検案）した者（死体）の類型」（HER-SYS 上の「診断分類」）を確定患者に修正した上で、診断日と報告日を修正してください（報告日は、確定患者としての発生届を提出した日（原則として、確定患者の診断があった日）となります）。(いずれの方法によることとしても構いません。)

4 発生届の提出先保健所（医療機関所在地を管轄する保健所）と、その後の患者フォローアップを行う保健所が異なる場合には、どのように情報連携したらいいですか。

(答)

- HER-SYS では、担当保健所（患者フォローアップを主として行う保健所）の変更や複数の関係保健所の設定により、異なる保健所間での情報共有が可能です。なお、発生届の提出先保健所が担当保健所を設定した場合、担当保健所として設定された旨が担当保健所の担当者（HER-SYS の ID が付与されている職員）にメールでお知らせされます。
- また、今回の法改正により、保健所設置市・特別区から都道府県知事への発

生届の内容の報告、積極的疫学調査の結果の関係自治体への通報の規定が新設されたことに伴い、保健所設置市・特別区の保健所を「担当保健所」又は「関係保健所」に設定した場合、当該保健所に加えて、当該保健所設置市・特別区を管轄する都道府県の担当者（HER-SYS の ID が付与されている職員）にもメールでお知らせされるようになります。

これにより、今回の法改正で盛り込まれた国や地方自治体間の情報連携規定が HER-SYS 上でも担保されることになります。

5 患者数が多くなってきた場合など、事務負担を考慮して、発生届の項目の一部を省略してもいいですか。

（答）

- HER-SYS の利用有無にかかわらず、まずは「診断（検案）した者（死体）の種類」「氏名」「性別」「生年月日」「発症日」「所在地」「診断方法」を届け出ていただくこととして差し支えありません（※）。その他の情報については、把握次第、順次、追加で報告（又は入力）してください。

※ HER-SYS 上、「診断（検案）した者（死体）の種類」は「診断分類」、「診断方法」は「検査方法、検体、検体採取日、（検査結果が判明している場合は）陽性・陰性・不明の別」と表示されます。

また、「所在地」は、HER-SYS 上「居所の住所」と表示されますが、分からない場合は、「住所登録している住所」の入力をお願いします。

5-2 HER-SYS の入力項目が多いように感じますが、どの項目をきちんと入力すればいいですか。

（答）

- 検査タブ、発生届タブ、居所タブ、健康観察タブ、医療タブ等がありますが、もとより、患者のステータスに応じて必要な情報を入力すればよく、全ての項目を入力する必要は必ずしもありません。
- HER-SYS への入力に当たっては、まずは、「発生届タブ」の情報と「記録タブ」の「現在のステータス」を確実に正確に入力してください。

6 一連の診療の過程で複数回検査を行った場合に、ある検査が陰性で、別の検査で陽性になったときには、どのように検査情報を入力したらいいですか。

（答）

- 検査結果は、一度に4回分まで入れられますので、検査タブの追加登録や発生届の編集機能を用いて、両方の検査について御入力ください。

7 過去に検査結果が陰性だった人が、しばらく期間をおいて、陽性になった場合には、どのようにしたらいいですか。

(答)

- 例えば、医師の判断により、数日待ってから再検査を行った場合など、一連の診療の過程であると言える場合には、確定患者としての発生届を提出してください（問3も御参照下さい）。

※「追加登録」機能を用いて発生届を提出した場合、保健所や医療機関において、過去の発生届の情報の編集ができなくなる点にご留意ください。

- 別の医療機関において再検査した場合や、最初の検査から数週間以上経過して再検査を行うなど、別の事情に起因して検査が行われた場合については、新規患者として登録した上で、検査情報や発生届情報をご入力ください。

8 HER-SYS 上で発生届を提出した場合、提出日・受理日はいつになりますか。

(答)

- 「診断（検案）した者（死体）の類型」ごとに、それぞれ最初に報告を行った日（「報告」ボタンを押下した日）が提出日かつ受理日になります。この日付は、HER-SYS 上で確認可能です。

9 入院患者の健康状態に関する情報については、HER-SYS に入力を行えば、これまで厚労省に対しメールで行っていた報告は不要でよいのでしょうか。

(答)

- HER-SYS に入力して頂ければ、別途の報告は不要です。

10 病原体サーベイランスは NESID ですか。その場合の紐づけはどのように行うのでしょうか。

(答)

- NESID での登録をお願いします。HER-SYS の患者情報との紐づけが必要な場合は、適宜各自治体において、共通となる ID 等により管理していただくようお願いいたします。

10-2 疑似症患者の場合にも、HER-SYS への入力は必須ですか。

(答)

- 感染症法上の取扱いとして、疑似症患者の届出については、入院症例に限ることとされております。すなわち、疑似症患者であっても入院されずに外来でとどまる方等については、HER-SYS への入力は不要です。
- なお、HER-SYS への入力が必要となる疑似症患者（入院症例）の入力項目は、陽性者と同様です。

11 検査結果が陰性の場合も入力が必要ですか。

(答)

- 入院された疑似症患者については、疑似症と診断された時点で（疑似症患者として）HER-SYS への入力が必要となります。

疑似症患者であっても外来でとどまる方等については、その後の検査結果が判明し、検査結果が陽性の場合のみ、（陽性患者として）HER-SYS への入力が必要です。

- なお、入院症例の疑似症患者に関する HER-SYS への入力については、問3も合わせて参照してください。

12 保健所が自ら検体採取を行う場合の検査情報は、どのように入力したらいいですか。

（答）

- 検体採取の対象者が、確定患者や疑似症患者（入院症例に限る。）に該当する場合には、発生届タブに必要な情報をご入力ください。

13 自由診療として行う検査の情報についても、HER-SYS への入力が必要ですか。

（答）

- 自由診療であっても、診断の結果、確定患者や疑似症患者（入院症例に限る。）に当たると判断した場合には、感染症法第12条の規定に基づき発生届を提出してください。

14 妊婦に対して分娩前に行う検査の情報についても、HER-SYS への入力が必要ですか。

（答）

- 母子保健医療対策総合支援事業により公費補助を行う「不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査」については、行政検査に当たりませんので、検査の報告が不要です。確定患者や疑似症患者（入院症例に限る。）に当たると医師が判断した場合には、発生届を提出してください。この場合、発生届の自由記載欄などに「妊婦支援事業」である旨を記載してください。

（参考）「母子保健医療対策総合支援事業における令和2年度第二次補正予算に係る Q&A 等について」（令和2年6月17日付け事務連絡）別添2「『寄り添い型支援』及び『不安を抱える妊婦への分娩前検査』の実施方法等について」（抜粋）

2. 不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査の実施

（1）検査の実施体制について

③ 検査実施機関等における検査申込書の保管について

- 検査実施機関において、上記②で妊婦に記載いただいた検査申込書（別添4）を各自治体の文書管理規定に則り、保管するようお願いします。
- 本事業における PCR 検査を実施し、新型コロナウイルス感染症と診断した場合

においても、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の規定に基づき、確定患者としての発生届(※)を行うこととなります。そのため、感染症対策の担当において、患者の健康状態等のフォローアップ等が行われますので、母子保健と感染症対策で担当が異なる場合には、感染症対策の担当と緊密に連携をとるようお願いします。

(※) 発生届は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS:ハーシス)(以下、HER-SYSという。)により提出することもできます。

④ 検査実施件数と陽性者数の報告について

- 本事業における検査実施件数について、今後、国への報告をお願いする場合があります。その際には、別途ご連絡しますので、お手数をおかけしますが、ご対応のほど、お願いいたします。
- 国における陽性者数の集計については、上記③の発生届の内容に基づいて行うこととします。したがって、発生届(新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)により行う場合を含む。)の自由記載欄など(※)において、「妊婦支援事業」である旨を記載するよう、当該事業の検査を実施する医療機関に対し周知いただくようお願いします。

(※) 発生届の様式(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)」(令和2年5月13日付け健感発0513第4号)の別記様式6-1をいう。)中、「19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項」など「妊婦支援事業」と明記できる欄を活用することを想定しています。

14-2 「発生届タブ」の「保健所確認済」ボタンはどのタイミングで押せばよいのでしょうか。

(答)

- HER-SYS上で医師により発生届が提出されると(感染症法第12条第5項により、医師がHER-SYS上で発生届の情報を入力した場合は、当該届出がなされたものとみなされます。)、届出先保健所の担当者(HER-SYSのIDが付与されている職員)にメールが送付されます。各保健所におかれては、
 - ・ まずは、当該メールに記載されているスマホ入力IDを用いて、発生届が提出された患者を特定してください。
 - ・ 次に、当該発生届の入力内容を確認し、内容に不備や入力漏れ等がないことが確認された場合には、当該患者の発生届上にある「保健所確認済」ボタンを確実にクリックして下さい。
- 感染症法第12条第1項に基づき、医師が発生届を提出する際は、保健所を経由することとされております。また、感染症法施行規則第4条の2

第3項に基づき、発生届を受理した保健所は、HER-SYS への入力内容を確認するよう努めなければならないこととされております。

- 発生届の入力を保健所で行った場合には、入力した職員以外の者が入力内容を確認し、「保健所確認済」ボタンをクリックすることが望ましいですが、各保健所の実情に応じて、入力した職員自身が入力内容を最終確認し、「保健所確認済」ボタンをクリックすることとしても差し支えありません。（本庁等で一括して入力する場合も同様です。）

（参考）発生届提出からデータチェックに至るまでの流れ

医師が HER-SYS を活用して発生届を提出（感染症法第 12 条）

↓

保健所が入力内容を確認（感染症法施行規則第 4 条の 2 第 3 項）

↓

地方衛生研究所（地方感染症情報センター）等におけるチェック

14-3 「記録タブ」の「現在のステータス」は誰が入力すればいいのでしょうか。

（答）

- HER-SYS への入力に当たっては、まずは、「発生届タブ」の情報と「記録タブ」の「現在のステータス」を确实・正確に入力していただくよう、お示ししているところです（問 5-2 も御参照下さい）。
- HER-SYS 上で医師により発生届が提出された後に、保健所において発生届の内容を確認していただきますが、その際には、「記録タブ」の「現在のステータス」の入力状況も確認して下さい。
- その上で、
 - ・ 「現在のステータス」が既に入力されている場合は、その入力内容を確認いただく、
 - ・ 「現在のステータス」が未入力の場合には、保健所において入力していただくようお願いします。
- また、その後、「現在のステータス」に変化があった場合には、当該ステータスについて、保健所において修正いただくようお願いします。
- とりわけ、新型コロナウイルスの変異株に感染した者が確認され、迅速な対応が求められている中で、転帰情報の把握は極めて重要です。そのため、例えば、変異株（ゲノム解析）が確認された陽性者が死亡した場合には、保健所において、現在のステータスを「死亡」に修正した上で、死亡日付及び死亡場所を入力してください。（なお、これは変異株陽性者に限られるものではなく、通常の陽性者についても同様の取扱いとしていただきますが、特に、変異株陽性者が死亡した場合の取扱いは徹底していただくようお願い

します。)

○ なお、現時点で「現在のステータス」が未入力の場合には、今後順次対応していただければ構いません。

ただし、既に死亡が確認された変異株感染者であって、「現在のステータス」への入力済でない場合には、現在のステータスを「死亡」に修正した上で、死亡日付及び死亡場所を入力してください。

<その他入力関係>

15 HER-SYS 上での「重症」とはどのような状態を指しますか。

(答)

○ 集中治療室 (ICU) 等での管理や人工呼吸器管理又は体外式心肺補助 (ECMO) による管理が必要な患者を指します。

16 入力業務を外部委託してもいいですか。

(答)

○ 個人情報を取り扱う業務となりますので、各自治体や医療機関の内規等に基づいて、適切にご対応ください。

17 医療機関での入力については、医師が行う必要がありますか。

(答)

○ 医学的な判断が必要な項目 (既往歴、症状等) について、担当医師が内容を確認 (※) した上で、入力作業を事務職等の他の方が行うこととしても差し支えありません。

※発生届は、感染症法第 12 条において医師が提出することとされていますので、内容の確認については医師に行って頂くようお願いいたします。

18 医療機関に ID を付与する場合、特定の職員名で登録する必要がありますか。

(答)

○ 必ずしもその必要はありません。例えば、「△△課 1」「××病棟 2」というユーザー名で登録していただくことが可能です。

○ なお、入力者が特定されている等の場合には、特定の職員名で登録しても差し支えありません。

18-2 医療機関に HER-SYS の URL をいつ案内すればよいでしょうか。

(答)

○ 医療機関に対して、HER-SYS の ID・パスワードを付与する際、当該医療機関に対して、HER-SYS の URL も併せてご案内いただきますようお願いいたします。

18-3 宿泊療養施設での入力、誰が行えばよいですか。

(答)

- 宿泊療養施設では、主に「健康観察タブ」や「記録タブ」を入力していただくことを想定しています。このため、都道府県又は保健所設置市等におかれては、宿泊療養施設に対し、必要に応じて、HER-SYS の ID・パスワードを付与して頂きますようお願いいたします。
- 宿泊療養施設での HER-SYS への入力は、主に、保健師や看護師、事務職員等が行うことを想定していますが、これらの職種以外の方が入力していただいても差し支えありません。(ただし、取り扱う情報の性質等に鑑み、その取り扱いには十分ご注意ください。)
- また、宿泊療養中の方の健康状態の入力については、ご本人が自らのスマートフォン等により入力することも可能です。ご本人が入力可能な状態にある場合には、ご自身による健康状態への入力を積極的に促していくことも想定されます。

<地方衛生研究所関係>

19 地方衛生研究所（地方感染症情報センター）で入力や編集を行うためには、どのように ID を付与すればいいですか。

(答)

- 保健所用の ID を付与してください。地方衛生研究所への ID 付与に当たって、付与数が保健所に割り当てられた数を超過しそうな場合は、厚生労働省に相談して下さい。

<統計関係>

20 いつから HER-SYS 入力情報を用いた集計・公表が始まりますか。

(答)

- 令和2年末より、厚生労働省 HP 内に「データからわかるー新型コロナウイルス感染症情報ー」のページを開設し、自治体公表情報をもとに各種グラフを公表しているところです。
- これらについて、令和3年4月以降は全面的に HER-SYS 情報を基にする形に切り替えていくことを目指しています。まずは、HER-SYS への登録状況を踏まえ、入力が進んでいる自治体から、積極的に切り替えていく予定です。

21 自治体での分析や公表資料の作成のために、HER-SYS のデータを用いていいですか。厚労省への申請等が必要ですか。

(答)

- 所管区域の患者等データについては、各自治体の判断で活用して差し支えありません。

22 データを研究者等の第三者に提供していいですか。

(答)

- 所管区域の患者等データについて、各自治体の責任において第三者提供を行う場合には、各自治体の個人情報保護条例や内規等に従って、適切に御対応下さい。
- なお、国からの提供については、匿名化の方法等を含め、そのあり方について検討中です。

<セキュリティ関係>

23 HER-SYS のセキュリティ対策はどうなっていますか。

(答)

- HER-SYS においては、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠した、厚生労働省情報セキュリティポリシーに準じて、情報セキュリティ対策として、通信回線の暗号化 (TLS1.2)、アクセス制御、アクセスログの管理・保存等を実施しています。
- また、HER-SYS 稼働に際しては、外部機関による脆弱性診断 (監査) も実施しているほか、利用に際して、ユーザーID・パスワードに加えてワンタイムパスワードを発行し2要素の認証を行います。
- こうした技術面に加えて、運用面での対策も重要ですので、ID・パスワードの適切な管理等、各自治体におかれても御協力をお願いします。

24 システムのトラブル等の対応が発生した場合には、どのように対応したらいいですか。

(答)

- ヘルプデスクにご相談下さい。トラブル等の内容に応じて、厚労省職員又は厚労省の委託業者が、保健所に事前にご連絡した上で、システムのデータにアクセスさせていただく場合があります (※)。

※感染症法第 12 条及び第 15 条において、発生届の内容や積極的疫学調査の結果については、国に報告することとされており、厚労省 (委託業者を含む。) が業務 (システムの運営を含む。) に必要な範囲で個人情報を閲覧したからといって、法令上違反するものではありませんが、運用上、業務に必要な範囲以外のページにはアクセスしないことを徹底し、個人情報についてはできる限り閲覧することのないようにします。

25 万一情報漏洩が生じた場合、どのような責任分担となりますか。

(答)

- 原則として、データを管理しているクラウドや厚労省の端末からの漏洩などについては厚労省が、自治体の端末からの漏洩などについては各自治体が責任を負います。具体的には、個々の事例に応じて、判断することになります。

＜パスポート番号（旅券番号）の入力関係＞

26 パスポート番号（旅券番号）の HER-SYS への入力、法令上の義務でしょうか。入力対象者からパスポート番号を聴取できない場合は、どのようにしたらよろしいでしょうか。

（答）

- 入国時の検査では陰性であったものの、入国後 28 日以内に陽性等が判明し、感染症法第 12 条第 1 項の規定に基づく発生届が提出された訪日外国人について、HER-SYS へ入力するためにパスポート番号（旅券番号）を取得する事務は、感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査と整理されます。
- また、訪日外国人には、日本入国の時点で誓約書を記入・提出していただくことになりますが、当該誓約書において、入国後に陽性となった場合には、保健所や医療機関にパスポート番号を提供・提示する旨が記載されています。
従って、保健所や医療機関が訪日外国人のパスポート番号（旅券番号）を取得・入力することは、入国時に当該訪日外国人自身が記入・提出する誓約書に基づく措置であり、当該訪日外国人から説明の求めがあれば、その旨をお伝え下さい。

27 訪日外国人からパスポート番号（旅券番号）を聴取しても、法令違反にはならないのでしょうか。

（答）

- 訪日外国人からのパスポート番号（旅券番号）の聴取は感染症法に基づく事務（積極的疫学調査）であり、個人情報保護法との関係で問題が生じることはありません（問 26 も御参照下さい）。
- なお、訪日外国人には、日本入国の時点で誓約書を記入・提出していただくことになりますが、当該誓約書において、入国後に陽性となった場合には、保健所や医療機関にパスポート番号を提供・提示する旨が記載されています。

28 パスポート番号（旅券番号）はどのように活用されるのでしょうか。目的外に使用されることはありませんか。

（答）

- パスポート番号（旅券番号）は、感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査の一環としてのみ活用し、それ以外の目的に使用することはありません。

29 保健所においてパスポート番号（旅券番号）を入力する場合、他のタブに入力されている情報を修正する必要はないですか。

（答）

- 保健所でパスポート番号（旅券番号）を入力する場合、併せて「ID 管理タブ」の国籍欄も修正してください。

30 医療機関においてパスポート番号（旅券番号）を入力する場合、具体的にどのような流れとなるのでしょうか。

（答）

- パスポート番号（旅券番号）の入力は、主に保健所において行っていただくことを想定していますが、医療機関の協力をいただける場合には、パスポート番号（旅券番号）を半角で入力してください。
- なお、医療機関においてパスポート番号（旅券番号）を入力した場合には、保健所において、入力済のパスポート番号（旅券番号）を改めて確認する必要はありません。ただし、「ID 管理タブ」の国籍欄については、必要に応じて修正をお願いします。

（以上）